

令和3年度 第6回定例理事会議事録 (zoom)

1. 招集年月日 令和4年3月9日(水)
2. 開催日時 令和4年3月18日(金)午後2時00分から
3. 開催場所 Zoom及び東北遊商事務局会議室ほか
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数及び出席方法
 理事の数 12名 内出席理事 11名
 監事の数 2名 内出席監事 2名
5. 出席理事の氏名
 高橋一則 桜井 真 田苗幸治 永山恵治 柏木信耶 中嶋 環
 伊藤樹里 柳 漢成 杉本信夫 山内清司 柳 成浩
6. 出席監事の氏名
 門田祐也 柳 成徳
7. 議長の氏名
 理事長 高橋 一 則
8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 該当なし
9. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

第1号議案 経常利益(1月及び2月分)に関する件<報告事項>

1 1月分

(1) 検定書類、確認証紙の発給状況

1月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	4,498	1,558	6,056	7,422	2,706	10,128
前年同月	2,453	0	2,453	3,455	0	3,455
増 減 率	83.4%	—	146.9%	114.8%	—	193.1%
年度累積	34,516	9,006	43,522	52,631	16,921	69,552
前年同期累積	31,253	0	31,253	47,179	0	47,179
増 減 率	10.4%	—	39.3%	11.6%	—	47.4%

(2) 経営状況

○ 1月単月の営業損益

a営業損益				
売上総利益	20,548,918			
		販売費及び一般管理費	11,929,009	8,619,909

b営業外損益等			
営業外収益	338,868	営業外費用	0
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0
		法人税、住民税、事業税	0
			338,868
当月純利益(a+b)	20,887,786	-	11,929,009
			8,958,777

○ 1月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益			
売上総利益	158,786,193		
		販売費及び一般管理費	111,603,526
			47,182,667
前年同月	116,168,658		94,521,450
差し引き	42,617,535		17,082,076
増減率	36.7%		18.1%
			25,535,459
			118.0%

b営業外損益等			
営業外収益	6,242,238		0
	0	営業外費用	0
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0
	0	法人税、住民税及び事業税	150
	0		0
			6,242,088
当期純利益(a+b)	165,028,431	-	111,603,676
			53,424,755

2 2月分

(1) 検定書類、確認証紙の発給状況

2月末日現在

区分	検定書類			確認証紙		
	検定	認定	計	検定	認定	計
当月受理件数	2,720	987	3,707	4,088	1,533	5,621
前年同月	2,895	0	2,895	4,044	0	4,044
増減率	-6.0%	-	28.0%	1.1%	-	39.0%
年度累積	37,236	9,993	47,229	56,719	18,454	75,173
前年同期累積	34,148	0	34,148	51,223	0	51,223
増減率	9.0%	-	38.3%	10.7%	-	46.8%

(2) 経営状況

○ 2月単月の営業損益

a営業損益			
売上総利益	12,720,582		
		販売費及び一般管理費	11,215,558
			1,505,024

b営業外損益等			
営業外収益	40,073	営業外費用	0
貸倒引当金戻入	0	特別損失	31,000,000
		法人税、住民税、事業税	0
			-30,959,927

当月純利益(a+b)	12,760,655	-	42,215,558
			-29,454,903

○ 2月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益				
売上総利益	171,506,775			
		販売費及び一般管理費	122,819,084	48,687,691
前年同月	126,138,494		103,305,918	22,832,576
差し引き	45,368,281		19,513,166	25,855,115
増減率	36.0%		18.9%	113.2%
b営業外損益等				
営業外収益	6,282,311		0	
	0	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	31,000,000	
	0	法人税、住民税及び事業税	150	
	0		0	-24,717,839
当期純利益(a+b)				
	177,789,086	-	153,819,234	23,969,852
			前年同月	13,612,121
			差し引き	10,357,731
			増減率	76.1%

第2号議案 令和3年度・第2回コロナ対策助成金支出の件〈審議事項〉

事務局から、昨年度は4回にわたり、各組合員に計45万円をコロナ対策助成金として給付したが、本年度も、オミクロン株による第6波とも言われる急速な感染拡大の状況にあるとして2月1日に一律50万円を給付したが、依然として感染者数の高止まりが続いており、今後も終息が見通せない現状から、更なる感染防止対策の徹底が求められていること、また、去る3月16日深夜の地震においては、人的被害はなかったものの、組合員の中には軽微ではあるものの多少の物的被害が発生した。

このため、今年度、第2回目の新型コロナウイルス感染症対策助成金と、併せて、3.16地震被害助成金として、62組合員に対し、一律10万円、合計620万円を給付することにしたい旨の付議があり、審議の結果、令和4年3月28日給付予定として、満場一致で了承された。

第3号議案 各種会議等開催結果に関する件〈報告事項〉

1 1月24日開催、全商協・第6回定例理事会結果

柏木常務理事（全商協・理事）から、次のとおり報告があった。

(1) 各委員会からの報告について

ア 1月20日開催の機械流通委員会に関する報告について

佐々木委員長から次のとおり報告があった。

最初に、前回の委員会に引き続き『中古遊技機流通健全化に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約』の改正内容を検討した。まず、全商協の顧問弁護士である池田先生からの意見を確認し、その後、各地区遊商の意見を確認した。

今回の委員会で意見が概ねまとまり、警察庁の朝妻係長も一度内容を確認したいとのことでしたので、改定案を送付している。

今後、警察庁から、指摘事項等あった場合は、委員にも共有し、進めていく予定である。

なお、『中古機流通事業従事者研修に関する実施要領』については、仮に、警察庁から、別途実施要領が必要である等の指導があった際に、改めて検討したいと思っているので、作成を一旦中断している。

続いて、量定基準の見直しについては、同一代表者、別法人での違反に関し、回胴遊商には、代表者だけでなく『登記されている代表者又は役員』を対象にするということで確認を取っている。

現在検討している全商協規約に、新たに条文を追加するのか、または、量定基準の附則に追加するのか、委員会にて協議を行ったが、結論は出なかったのので、引き続き検討を行っていくこととしている。

イ 社会貢献委員会に関する報告について

八坂委員長から、次のとおり社会貢献委員会からの連絡等があった。

委員会は開催していないが、今年度も協賛した、オレンジリボン運動のポスターコンテストについて、オレンジリボン運動の事務局より、来年度も協賛のお願いがあった。

協賛金は30万円となり、来年度も引続き協力を行うことを提案させて頂くので、ご審議願いたい。

審議の結果、了承された。

(2) 12月の会計報告について

12月の確認証紙発給枚数は、中古用が83,225枚、認定用が40,000枚で、中古用は前年同期比、多くなっている。12月の収益合計は、38,221千円で、費用合計が10,228千円、差し引き収支額は27,988千円(黒)であり、累積収支額は87,488千円(黒)となっていることなどの報告があった。

(3) 当面の諸問題等について

ア 1月21日開催のスマートパチンコの中古移動に関する打合せに関する報告について

佐々木専務理事から、スマートパチンコに関する中古移動に関する打合せについて、最初に、スマパチの中古移動に関して、前回からの進捗報告は無く、引き続き、日工組と日電協で協議しているとの説明があった。

続いて、三洋物産よりイルミオ枠 10 種類の盤と枠の組み合わせの説明があり、枠とハンドルの組み合わせについて資料だけで分かりにくい点があったので、改めて三洋物産で資料を検討いただくことになった。

次に、日工組より、奈良、京都、滋賀、三重等の関西圏の一部で AM マークにとって代わるものが、メーカーや販社に費用の請求が発生しており、保証書に関しても当該県遊協を通さないと保証書が発給できないという流れが残っている地域があるとの説明があった。

奈良については関西遊商の協力で、メーカーと販社で手数料の削減や最終的にはゼロの話が出ており、その他の地域についても、長期的な目線で問題解決に向けて話を進めていくので、引き続き協力関係を持って進めたいと発言があった。

イ 12 月 24 日開催の新遊技機の導入マニュアルに関する分科会の報告について
佐々木専務から、次のとおり報告があった。

最初に、ホール向けの新遊技機の導入マニュアルについては、1 月下旬にメーカー団体からホール団体に内容を説明し、その上で問題がないようであれば、各メーカーの一般ユーザーにはアクセスできない、ホール向け専用のホームページに掲載する流れになっていると、日工組より報告があった。しかし、1 月 21 日の日工組営業業務部会との打ち合わせで、半導体装置不足でユニット機器の供給数が不明なため、ホール団体への説明日程は未定になったと説明があった。

続いて、群馬県の閉店したホールを借りて行う、フィールドテストは、1 月 17 日から、先行して製造業者及び設備業者がフィールドテストを行っている。

全商協のフィールドテスト参加期間は、2 月 7 日～2 月 10 日となり、1 月 21 日の日工組営業業務部会との打ち合わせで、全商協執行部と関副委員長で参加予定であることを伝えたところ、問題ないと回答があった。

本件は、日工組から改めて文書にて案内が来る予定となっている。

なお、参加に当たっては、日工組と全商協の間で「情報漏洩防止・秘密保持に関する合意書」を締結し、全商協と参加する販社との間で「誓約書」を締結し、フィールドテストに参加する各メーカーの製品の情報・秘密を厳守することになっている。

また、フィールドテストに参加する際は、原則として写真撮影は不可となっている。

ウ 1 月 21 日開催の日遊協定例理事会に関する報告について

畠山副会長から、次のとおり報告があった。

今回は報告事項のみで、最初に、21 世紀会における旧規則機の計画的撤去について、日工組の盧副理事長より、昨年 12 月 23 日付けで、日工組からホール 4 団体に向けて、円滑な旧規則機の適正処理についての文書を発出させていただいたと説明があり、警察庁からくれぐれも不適切な撤去にならないようにしてほしい

とのお言葉もいただいているので、引き続き皆様のご協力をよろしくお願い申し上げますとの発言があった。

次に、加盟団体会議の審議状況について報告があり、その中で、遊技機の音量上限の引き下げについて、同友会の東野代表理事より説明があり、結論としては、厚労省がホール店舗で検査したところ、平均値の 85 デシベルを上回る、90 デシベル以上の結果となり、このままでは騒音障害のガイドラインに掛かる可能性が高いとのことであった。

一度、障害として認定されてしまうと、認定の取り下げが厳しくなるため、ホール団体だけでなく全機連側にも協力いただきながら、2月2日までに厚労省に向けて何らかの提案を行うと報告があった。

次に、貯玉補償基金の活動状況について報告があり、全日遊連から、貯玉と貯メダルの総量が 1,000 億円相当を超えており、その総量を下げするためにも、100 万円相当の補償上限を引き下げてほしいと要望がなされているとのことであった。

これについて、平本副会長より、貯玉補償上限の引き下げは、遊技客保護の観点から慎重に検討すべきであるが、ホール事業者にも様々な負担がある。そのため、ホール負担軽減の観点から、基金への拠出金額を議論する余地はあると考えているため、変更案の議論を進めることとしたいとの説明があった。

最後に、西村会長より、全日本遊技産業政治連盟及び自民党職域支部等の状況について発言があり、昨年 12 月に全日遊連の阿部理事長と西村会長が、茂木幹事長と面会し、来月 2 月には自民党として、どのような候補者を遊技業界に応援していただきたいか、お伝えできるとする旨、お話があったと報告があり、そのため、来月には政治活動について、何らかの動きがあると思われる。

2 1月20日及び2月2日開催、全商協・第7回及び第8回機械流通委員会結果(zoom)

柳理事(全商協・機械流通委員)から、次のとおり報告があった。

(1) 1月20日開催、全商協・第7回機械流通委員会結果(zoom)

ア 中古遊技機流通健全化に関する全商協規約の改定に関する件

前回の委員会に引き続き「中古遊技機流通健全化に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約」の改正内容を検討された。

全商協は、顧問弁護士である池田先生からの意見を基に改正案(2022.1.7)を作成し、委員会へ参考資料として提出され討議が行われた。

大きな訂正事項は、中古機流通の適正な手続きを行うことに関して、組合としてどのような手続きをとっているのか、最小限のことを定めたほうが良いのではないかとの意見があり、(確認証紙の管理)第12条に第4項・第5項を新たに追記することが了承され、意見を盛り込んだ改正案(2022.1.20)は3頁のとおり。

今後、警察庁から指摘事項等があった際は、改めて討議される。

イ 中古機流通事業従事者研修に関する実施要領に関する件

警察庁へ、中古遊技機流通健全化に関する全商協規約を提出した際、別途「中古機流通事業従事者研修に関する実施要領」が必要である等の指導があった際は、改めて検討したい。

ウ 全商協の量定基準見直しに関する件

同一代表者、別法人での違反に関し、回胴遊商では代表者だけでなく「登記されている代表者又は役員」を対象にするということを踏まえ、全商協規約に新たに条文を追加するか、または、量定基準の附則に追加するかは継続審議とされた。

エ 枠と部品の組み合わせについて

「㈱三洋物産」のイルミオ枠とマリンシエル枠に関して、似たような色も含め10色あり、ハンドルとの組み合わせが分かりにくいこと、また、「㈱オッキー」の冬のソナタでも上部飾りに白色と黒色があり、白枠に黒色の上部飾りを取り付ける事例が起きているため、日工組の営業業務委員会との会議で事情を伝え確認をした。結果としては、日工組業務委員会より報告を受けしだい伝えられる。

オ 新旧遊技機設置比率明細書に関する件

新旧遊技機設置比率明細書の運用について、1月25日に開催される21世紀会もしくは1月27日開催の中古機流通協議会において協議されると思われる。確定事項は、後日報告される予定である。

カ 特例営業者(マル優ホール)へ対する講習会開催に関する件

中部遊商より、特例営業者(マル優ホール)へ対する講習会を1月21日(金)に回胴遊商と合同にて開催される。

(2) 2月2日開催、全商協・第8回機械流通委員会結果(zoom)

ア 中古遊技機流通健全化に関する全商協規約の改定について

佐々木委員長より、1月27日に警察庁と会長並びに副会長参加の打ち合わせがあり、全商協規約の改定案に対して指摘事項があった。

また、前回の委員会で技能研修に関する実施要領について、最初から詳細な内容まで規定するのはどうかという意見があったため、作成を中断していると報告したが、警察庁との打ち合わせの結果、技能研修に関する実施要領が必要であることが確認できたので、新たに実施要領を作成したと発言があった。

《警察庁からの指摘事項は下記のとおり》

- ① 第2条第2項で「全商協が認定した中古遊技機流通事業従事者技能研修を地区遊商若しくは全商協が認定した研修期間において修了し、」の箇所、なぜこの研修を行う必要があるかの目的が記載されていないので、例えば『中古機

流通にかかる業務の実施に必要』や『点検確認の技能向上のため』等、少しでもいいので記載いただきたい。

また、研修で実施する内容が規約に出てこないのも『講習はこうやります』や『試験はこうやります』等が必要だと思う。全商協が研修を行わせるという義務的な説明も必要と考える。さらに、講師に関して、しっかりとした技能があることを、その中身を定義し、明記していただきたい。アウトサイダーと技能面で違うことが見えることが重要だと考える。

- ② 第3条第2項(3)で「認定した研修機関において、登録時及び登録後原則毎年度実施する技能研修を受講し修了していること」の箇所、各地区遊商で開催の頻度にバラつきがないようにしていただきたい。また、原則という言葉が盾に、最初から例外ありきに見えてしまっていると感じる。
- ③ 第10条第2項で、団体との連携について書いているが、タイムリーに行われること。定期的に情報交換することを入れた方が良くはないか。
- ④ 実務的なところでの違いをしっかりと出すことが主なので、皆さんの能力、技能向上に資するようなものになれば良いと考える。今後、推進機構の講義、ゴト情報の提供、日工組に要請している物があると思うので、それらが加われば、しっかり充実したものになると思う。方針が見えたらまた教えていただきたい。

上記の報告の後、全商協規約について各地区遊商の意見をまとめた一覧資料を基に確認された。

【修正箇所】

- ① 第2条第2項、第3条第3項、第5条(3)、第7条第1項(2)・(4)・(5)、第13条第5項、第14条第1項は各地区遊商からの提案どおり修正する。
- ② 第12条第4項、第5項の点検保障情報の管理に関する条文を削除し、関西遊商から提案のあった第12条(認証紙の管理)、第13条(点検保障情報の管理)に分割する。
なお、「QRコードシステム」という単語を明記すると、警察庁より、より詳細な説明を記載するよう求められることが予想され、また警察庁の担当官には、QRコードシステムの内容を十分説明しているため、その単語を使用しないことが確認された。
- ③ 第13条第5項で、地区遊商は「点検内容が適正であることを確認し」とあるが、「点検内容」が適正であるかは地区遊商で判断できないので削除する。

【現状維持】

- ① 第5条(3)・(4)の「登録申請者」という言葉だと事務員を含むため、区別するために「登録者本人」のままとする。

- ② 第9条第1項の「中古遊技機の点検及び取扱い」は遊技機取扱主任者規程第11条と重複するので削除した方が良いのではないかという提案は、取扱主任者として重要な業務のため、削除せず残す。

【質問事項に対する回答】

- ① 第10条第2項の「中古機流通協議会構成員」という単語で、「構成員」とはこの場合、中古機流通協議会の構成団体を指すので、このままで問題ない。構成員を省くと構成団体全てを意味すると誤解を招くので適切ではない。
- ② (畠山副会長) 第3条第2項(3)について、「登録後原則年1回実施する技能研修を受講し修了していること」と書かれているが、「原則」という単語を使うことに対して警察庁は懸念しているのではないかと質問があった。
- (佐々木委員長) 修正前は「原則毎年度」という曖昧な表現であったので警察庁から指摘が入ったと考えている。「原則」という言葉自体は回胴遊商も使用しているので問題ないと考えたと回答があった。

以上の件について、今回の委員会で挙げた内容で修正を行い、全商協執行部、機械流通委員会委員に確認の上、警察庁に改定案を送付することが確認された。

イ 中古遊技機流通事業従事者技能研修に関する実施要領について

技能研修に関する実施要領について、各地区遊商の意見をまとめた一覧資料を基に確認された。

【修正箇所】

- ① 第1条、第2条、第3条、第6条、タイトルは各地区遊商からの提案どおり修正する。また、「中古機」ではなく「中古遊技機」に表現の統一を行う。
- ② 第1条に、「第3条に定める中古遊技機流通事業従事者の点検確認業務」とあるが、全商協規約第9条が正しいので修正する。
- ③ 第2条に、「所属する組合員より新規に登録申請された」とあるが、第3条に合わせて「登録された」に修正する。

【現状維持】

- ① 第2条の「中古遊技機流通事業従事者」という言葉だと既に登録された組合員を指すため、「組合員」のままとする。

【質問事項に対する回答】

- ① 第5条について、日工組・推進機構には協力の承諾は得ている。また「等から」という箇所は、全商協から委嘱する研修センターを想定している。日工組・推進機構等からの講師は、全商協が招聘することであって、各地区遊商で招聘

することも、各地区遊商が赴くこともない。試験内容は前もって決めることは適切でなく、都度検討することが適切である。第6条、第7条に具体的な試験科目が無いのもそのためである。

以上の件について、今回の委員会で挙げた内容で修正を行い、全商協執行部、機械流通委員会委員に確認の上、警察庁に実施要領案を送付することが確認された。

(坂本委員) 来期の中部遊商での講習会に向けて、今月から準備を進めていかないと間に合わないが、研修センターからの講習を待たずに、まずは地区遊商で作業を進めても問題がないかと質問があった。

(佐々木委員長) 全商協規約及び実技研修に関する実施要領は、全商協総会で決議するために多少時間がかかってしまう。そのため、中部遊商で先に進めてもらって構わないが、今後、研修センターを利用する方向性で決定しているの、その点をご承知おき願いたいと回答があった。

ウ その他

(ア) 量定基準の見直しについて

佐々木委員長より、前回の委員会でも報告したが、同一代表者、別法人での違反に関し、回胴遊商に、代表者だけでなく「登記されている代表者又は役員」を処罰の対象にするということで回答している。今後、機械流通委員会運営部で具体的な条文を検討し、機械流通委員会に提案したいと発言があった。

(イ) 新型コロナウイルス感染症に関する点検確認業務について

佐々木委員長より、取扱主任者が新型コロナウイルスの感染者若しくは濃厚接触者となってしまったため、点検確認に行けなくなった際の統一的な運用は執行部で検討中である。現段階での運用としては、ホールから所轄警察署にどうすれば良いか判断を仰いでいただきたい。東遊商では、ホールから所轄署に確認したところ、後日、改めて点検に行くようにと指示があったと報告があった。

(ウ) 優良ホールの取扱管理者講習会について

坂本委員より、1月21日に中部遊商と回胴遊商の中部支部と合同で、優良ホールの取扱管理者の講習会を開催した。事前点検・納品点検について十分講習し、量定基準のペナルティーを強調して説明した。また、QRコード読み取り機器の貸与を行わないことを説明したが、ホールは機器を貸与されるものだと誤解していた。実際に保証書作成業務を行うかは、まだ回答が来ていないと報告があった。

また、佐々木委員長より、東遊商でも2月17日に講習会を開催予定なので、後日報告させていただく。

(エ) 新旧遊技機設置比率明細書の運用について

佐々木委員長より、1月28日に地区遊商にも文書で案内済みだが、2月1日以降、設置している遊技機がすべて新規機となったホールについては、中古移動の依頼を行う際に「新旧遊技機設置比率明細書(副)」の写しを遊技機取扱販社に渡す運用は終了となった。なお、旧規則機が残っているホールは引き続き明細書を提出する必要があると報告があった。

3 2月14日開催、東北遊商・第5回社会貢献委員会結果

杉本理事(社会貢献委員長)から、委員会結果の報告がなされた。

(各委員会報告は、ホームページ掲載につき省略。)

※ 杉本委員長より、前記委員会第4号議案「令和4年度予算案及び募金箱の現在高について」の報告後に、同予算案の理事会上程がなされ、満場一致で了承された。また、3月10日に実施した、児童養護施設に対する寄付の活動結果報告がなされた。

4 1月27日及び2月24日開催、東北遊商・第12回及び第13回機械流通委員会結果(zoom)

柳理事(機械流通委員会副委員長)から、それぞれの委員会結果の報告がなされた。

(各委員会報告は、ホームページ掲載につき省略。)

第4号議案 令和4年度通常総会開催日程等に関する件<審議事項>

事務局から、本年5月26日(木)に開催予定の令和4年度通常総会の事前通知案及び総会懇親会の中止に関する案内案が示され、審議の結果、同案のとおり関係先へ発出することが了承された。

第5号議案 令和4年度・賦課金(組合費)に関する件<審議事項>

賦課金については、ある程度固定的に課することとしていくべきとの過去の議論も踏まえ、来年度も特段変更する要件は認められないことから、例年どおり、引き続き月額15,000円とすることが満場一致で了承された。

第6号議案 令和4年度・書類発行手数料値引き率に関する件<審議事項>

前議案同様、本件も、ある程度固定的に課することとしていくべきとの過去の議論も踏まえ、来年度も特段変更する要件は認められないことから、現行どおり、引き続き20%減免とすることが満場一致で了承された。

第7号議案 組合員の各種届出に関する件

○ 脱退予告書について<報告事項>

事務局から、次のとおり脱退予告書の提出があり、いずれも本年度事業年度末の3月31日付けで自由脱退となることについて報告があった。

- ・ (有)仙南遊機
代表取締役 渡邊 寛孝(令和3年12月24日付け届出)
- ・ (株)大平商会 仙台営業所
所長 伊藤 樹里(令和3年12月27日付け届出)

なお、(有)仙南遊機は、新東北京楽(株)の新規組合加入に関する推薦者(組合員)3名のうちの1者になっていることから、(有)仙南遊機に代わる推薦者(組合員)1者を立てよう依頼中であることが報告された。

第8号議案 その他

1 フェイム誌の広報掲載年間契約及び年間購読料について<審議事項>

フェイム誌代表の友道氏より、令和4年度のフェイム誌の広報掲載年間契約及び年間購読料の見積もりについて説明があり、審議した結果、広報掲載年間契約については、月額20,000円増額し年額3,360,000円(税別)、年間購読料の月額については、前年同額の66,000円(税・送料込み、毎月67冊)で契約することが、満場一致で了承された。

2 就業規則の一部変更施行について<報告事項>

事務局から、昨年3月の理事会において、就業規則第7条の就業時間、現行「午前9時30分から午後6時00まで」を「午前9時00分から午後5時00分まで」とする変更案が上程され、施行日は新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置期間が終了した翌日からとすることが満場一致で了承されたが、その後、同助成金の特例措置期間が度々延長となったことから、現在のところ、7月21日(木)からとなる見込みであることが、改めて報告された。

3 ゴールデンウィーク中の事務局休業日程について<審議事項>

各出席者の意見を集約した結果、5月2日(月)を事務局休業日とする第2案が多数であったことから、4月29日(金)から5月5日(木)までの7連休とすることが了承された。

4 事務局職員の育児休業延長について<報告事項>

事務局から、本年3月27日まで育児休業中であった書類担当女性職員について、子どもの仙台市認可保育所入所が決まったものの、試し保育期間中の就業は困難との申し出があり、4月20日まで育児休業を延長した旨の報告があった。

5 商社部会研修会の実施について<追加報告事項>

事務局から、「商社部会研修」を仙台市秋保地区において5名が参加し、本年3月25日から同年3月26日まで、所要経費380,790円で実施することが追加報告された。

5 次回理事会開催日について<審議事項>

次回理事会は、令和4年4月22日（金）14:00開催予定とする。

6 事務局職員の決算賞与について<審議事項>

支給するものとした。

7 事務局職員の定期昇給について<審議事項>

局長以下を定期昇給するものとした。

8 事務局職員の人事（主任解除）について<審議事項>

事務局から、今年度、昨年4月に主任に昇任させ、将来の幹部候補として採用、期待していた総務担当主任について、昨年6月ころに体調不良を訴え休みがちになったことで、本人等の意向も踏まえ、総務担当から書類担当に、その後、QR担当に配置換えを試行したところ、以降は、特段の体調不良も認められなくなったことから、正式に総務担当から配置換えを行うこととした。これに伴い総務担当としての主任の職を解除し、改めてQR担当局員として発令することとしたい旨の付議があり、審議の結果、異議なく了承された。

以上をもって、午後4時10分終了した。